

協議第 3 3 号

し尿処理関係事業の取扱いについて

し尿処理関係事業の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 6 日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松 岡 一 俊

し尿処理関係事業の取扱いについて

- 1 . 浄化槽清掃業許可申請手続き事務事業、し尿の収集運搬許可申請手続き事務事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、許可手数料については泗水町の例による。なお、新市において一般廃棄物処理業等審査委員会（仮称）を設置し審査するものとする。
- 2 . し尿汲み取り料金、泗水町のし尿運搬補助金については、合併までに決定する。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		し尿処理の取扱い		関係項目		
調整の内容		1. 浄化槽清掃業許可申請手続き事務事業、し尿の収集運搬許可申請手続き事務事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、許可手数料については泗水町の例による。なお、新市において一般廃棄物処理業等審査委員会（仮称）を設置し審査するものとする。 2. し尿汲み取り料金、泗水町のし尿運搬補助金については、合併までに決定する。				
		現		況		
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容
市 町 村 別 内 容	浄化槽清掃業許可申請手続き事務	浄化槽法に基づき、市長に許可申請。 ・許可手数料 : 2,000円/件 ・再交付手数料 : 1,000円/件	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様 ・許可申請手数料 ・許可手数料 : 20,000円/件 ・更新手数料 : 16,000円/件 ・再交付手数料 : 1,000円/件	現行のまま新市に引き継ぎ、許可手数料については泗水町の例による。なお、新市において一般廃棄物処理業等審査委員会（仮称）を設置し審査するものとする。 合併までに決定する。
	し尿の収集運搬許可申請手続き事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市長に許可申請。 ・許可手数料 : 2,000円/件 ・再交付手数料 : 1,000円/件	菊池市と同様	菊池市と同様	菊池市と同様 ・許可申請手数料 ・許可手数料 : 20,000円/件 ・更新手数料 : 16,000円/件 ・再交付手数料 : 1,000円/件	
	汲み取り料金	し尿汲み取り手数料・・・11円/	菊池市と同様	菊池市と同様	普通手数料 10 につき111円 最低手数料 1回につき600円 加算手数料 し尿汲み取りの際40mを越えてホースを使用する場合は、210円を加算 し尿運搬費補助金 1円/	

協議第33号 し尿処理の取扱い 参考資料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。<2項～6項省略>

(国民の責務)

第2条の3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。<2項、3項省略>

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。<2項、3項省略>

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

第2章 一般廃棄物 第1節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。<2項、3項省略>

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。<5項省略>

第2節 一般廃棄物処理業

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（第2条省略）

（浄化槽によるし尿処理等）

第3条 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。

2 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。

3 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

（第4条～第9条省略）

（浄化槽管理者の義務）

第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第48条第1項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

（第11条～第34条省略）

（許可）

第35条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。

4 市町村長は、第1項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。

菊池市一般廃棄物処理業等審査委員会要綱（平成7年2月28日 菊池市訓令第1号）

（設置）

第1条 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等に関する事項を審査するため菊池市一般廃棄物処理業等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項の資格審査等を行いその結果を市長に報告する。

（1）一般廃棄物処理業許可申請に関する事項

（2）浄化槽清掃業許可申請に関する事項

（3）その他市長が必要と認める事項

（以下省略）

協議第33号 し尿処理の取扱い 参考資料

<p>嘉飯山2市8町合併協議会（飯塚市、山田市、桂川町、稲築町、碓井町、嘉穂町、穂波町、庄内町、穎田町）</p>	<p>○し尿収集回数は、全市町とも毎月1回とする。</p> <p>○し尿収集日数は、一部市町で週休二日制に取り組んでいるので、新市において調整する。</p> <p>○し尿収集体制は、収集区域を現況のままとし、現状の収集体制とする。</p> <p>○し尿収集料金については統一料金であるが、助成金についてはそれぞれの区域において現行のまま新市に引き継ぎ、合併年度及びこれに続く3年間は現行どおりとし、その後助成金制度については廃止する。</p> <p>（し尿及び浄化槽汚泥処理）</p> <p>○各処理施設は、新市に引き継ぐ。また、施設の管理運営費等の経費については、各施設組合ごとの職員を新市に引き継ぐことにより、管理部門の一元化や薬品等の一括購入など安価に契約できる部分を活用して効率よい運営を図る。</p> <p>○稲築町ほか3か町衛生施設組合に加入している小竹町（し尿のみ）については、直鞍合併協議会の状況を見ながら調整協議を行う。</p>
<p>菊池南部四町合併協議会（大津町、菊陽町、合志町、西合志町）</p>	<p>し尿等の収集運搬形態については現行どおりとし、そのまま新市に引き継ぐ。</p>
<p>宇城西部五町合併協議会（三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町）</p>	<p>○し尿処理衛生施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>○合併処理浄化槽整備については、国庫補助制度を念頭に、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、計画設置基数及び区域の線引きについては下水道区域との調整を図り見直す。</p>
<p>玉名地域1市8町合併協議会（玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町）</p>	<p>し尿処理については、次のとおり取り扱うものとする</p> <p>(1) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) し尿処理施設については、現有施設を継承・運営する。</p>